

令和 8 年 9 月

令和 9 年度当初予算編成 に対する重要政策提言



兵庫県議会自由民主党議員団

令和 8 年 9 月 7 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵庫県議会自由民主党議員団

幹 事 長 北 口 寛 人

政務調査会長 戸井田ゆうすけ

令和 9 年度当初予算編成に対する重要政策提言

人口減少や少子高齢化による構造的な人手不足に加え、自然災害の激甚化・頻発化やインフラ老朽化などの課題が深刻化する中、県民の命と暮らしを守るためには、安定した財政運営と実効性あるガバナンス体制の強化が不可欠です。とりわけ、起債許可団体へ移行した本県においては、前例や慣例にとらわれることなく、短期・中長期的な視点に立ち、施策の抜本的な見直しを着実かつ果敢に進めていくことが重要です。

現在、我が国では、強い経済と持続可能な財政の実現に向けた財政運営への転換が進められており、地域基盤の再構築に向けた支援が展開されています。厳しい財政環境にある本県だからこそ、兵庫五国の多彩な地域資源や芸術文化・スポーツ、優れた科学技術力などの強みと国の施策を最大限に活かし、地域経済の活性化と持続可能な財政基盤の確立に向け、限られた財政資源を効果的かつ効率的に配分していくことが必要です。

我が兵庫県議会自由民主党議員団は、誰一人取り残さない社会的包摂を旨とし、一人ひとりが活躍できる社会を目指し、不断の検証・見直しによる県財政全般にわたる改革の推進、民間等の視点や資本の活用、地域産業の競争力向上、防災・減災対策の強化、地域完結型医療の構築、地域共生社会の実現、特殊詐欺対策の強化、第 4 期「ひょうご教育創造プラン」の確実な推進、農林水産業の担い手確保、脱炭素社会の実現、企業庁による地域活力創出、広域的・分野横断的な連携・協働の推進など、経済・社会の変化と課題を的確に捉え、力強く新たな時代を切り拓いていく所存です。

二元代表制の下、県政運営の重責を担う議会の最大会派として、県民の負託に応えるべく、特に重要な政策と位置づけた最重点提言 5 項目をはじめ、各分野において重要と位置づけた計 47 項目を提言いたします。

知事におかれては、令和 9 年度当初予算編成に当たり、責任政党である自由民主党議員団のこれらの提言を最大限に取り入れ、「兵庫の挑戦を、前へ。県民とともに、次の兵庫へ。」の実現に向け、県当局と県議会が車の両輪として県政を進めていかれるよう、強く申し入れます。

兵庫県議会自由民主党議員団 執行部及び各部会構成員

(執 行 部)

幹 事 長： 北 口 寛 人

政務調査会長： 戸井田 ゆうすけ

副 幹 事 長： 風 早 ひさお

副 会 長： 長 瀬 たけし

同 上： 大 上 和 則

同 上： 太田 やすふみ

同 上： 前 井 ま き

部 会 名	正 副 部 会 長	政 策 委 員
総 務 部 会	部 会 長： 吉 岡 たけし 副部会長： 橘 秀太郎	内 藤 兵 衛 藤 田 孝 夫 北 川 泰 寿 山 本 敏 信
健康福祉部会	部 会 長： 谷 口 俊 介 副部会長： 白 井 かずや	伊 藤 傑 北 野 実 大 前 はるよ 藤 本 百 男 長 岡 壯 壽
産業労働部会	部 会 長： 山 口 晋 平 副部会長： 伊 藤 栄 介	岡 伊 づよし 傑 水 藤 裕一郎 北 田 泰 寿 石 川 憲 幸
農政環境部会	部 会 長： 浜 田 知 昭 副部会長： 富 山 恵 二	村 岡 真夕子 松 本 隆 弘 黒 川 治 夫 藤 田 孝 夫
建 設 部 会	部 会 長： 大 豊 康 臣 副部会長： 松 本 裕 一	水 田 裕一郎 北 野 実 内 藤 兵 衛 松 本 隆 弘 石 川 憲 幸
文 教 部 会	部 会 長： 北 浜 みどり 副部会長： 前 井 ま き	大 前 はるよ 藤 本 百 男 原 テツアキ 黒 川 治 信 山 本 敏 信
警 察 部 会	部 会 長： 奥 谷 謙 一 副部会長： 風 早 ひさお	岡 村 づよし 真夕子 原 岡 テツアキ 長 岡 壯 壽

■ 最重点提言項目

I 財政規律（財政ガバナンス）の強化と力強い兵庫経済の推進

県財政の改善に向け、費用便益比に限定されない多角的かつ不確実性を踏まえた分析を行い、歳出・歳入改革を強力に推進するとともに、県政改革の透明性・適正性の向上を通じてガバナンスを強化すること。

また、農林水産業・観光・教育・環境等の分野を牽引役に、地域経済の活性化と県民生活の豊かさの創出を着実に実現すること。併せて、交流人口・関係人口の拡大を図り、人・モノ・情報・投資を呼び込み、物価高の影響を受けて厳しい状況にある中小企業等の支援強化と地域経済の好循環の実現に向けた取組を推進すること。

II 伝統の尊重とともに未来を切り拓く政策の推進

担い手不足の深刻化やデジタル技術の発展など、社会が急速に変化する中、未来への投資として、教育環境及び子育て世代への支援を充実させるとともに、子育てから教育、就業、さらには経済・産業を支える人材の育成まで、切れ目のない支援を展開すること。

また、若者支援と併せてシビックプライドの醸成や県内就職・県内定着の促進を図るとともに、「若者・Z 世代応援パッケージ」などの施策効果の見える化を進め、効果検証に基づく改善を図ること。さらに、地場産業や重工業に加え、次世代成長産業への支援強化と兵庫の多彩な資源を活かしたツーリズムを推進すること。

III 安心安全な県土づくりの実施

防災先進県として、「県民の命を一人も失わせない」との決意のもと、県民の生命・財産を守るため、複合災害対策の強化や社会・生活インフラの機能維持を図るための集約化・再編、予防保全・長寿命化対策を推進するとともに、防災局の誘致や地域公共交通の維持・確保に向け、国に強く働きかけること。

また、特殊詐欺対策や防犯・交通安全対策を強化するため、警察組織基盤を強化するとともに、医療・福祉基盤の充実を図り、県民が将来にわたり安全・安心に暮らすことのできる地域社会の構築を進めること。

IV 多様性と包摂性のある兵庫五国の持続的発展

兵庫五国の各地域が持つ特性を活かした持続的な地域づくりを進めるため、地域コミュニティ機能の再構築を図るとともに、教育機関・医療機関・行政サービス等への快適なアクセスの確保や分野横断的に関連する政策を密接に連携させ、後世に「ふるさと兵庫」を継承していくための方策や取組について調査・研究を行い、多様性と包摂性のある兵庫五国を実現すること。

V 一人ひとりが尊重される社会の構築

一人ひとりが尊重され安心して暮らせる社会の実現に向け、不登校対策の推進や誰もが担い手として参加・活躍できる人材総活躍社会の構築を推進すること。他方で、多様性に名を借りた身勝手な主張や振る舞いにより県民が不安を感じることをないよう留意すること。

令和 9 年度当初予算編成に対する重要政策提言項目

(計 4 7 項目)

総務部会 (7 項目)

1	新たな地域創生の実現～持続可能な地域づくり～	7
2	県政改革の着実な推進	8
3	地方分権改革の推進	8
4	安心・安全な県民生活の確保	8
5	男女共同参画計画の着実な推進	9
6	青少年の健全育成の推進	9
7	人権啓発施策の推進	9

健康福祉部会 (9 項目)

1	若者が安心して結婚、出産、子育てができる社会づくりの推進	10
2	虐待・DV防止対策の推進・強化	10
3	社会的養護の充実	11
4	社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上	11
5	医療確保と健康づくりの推進	12
6	がん対策の推進	14
7	障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進	14
8	県立病院の構造改革	15
9	生活衛生の推進	15

産業労働部会 (6 項目)

1	新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進	16
2	地域を支える産業・地場産業等の振興	16
3	成長産業の創出・育成	16
4	産業人材の確保・育成	17
5	兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大	17
6	国際経済活動の展開	18

農政環境部会 (8 項目)

1	環境と調和した持続可能な農林水産業の推進	19
2	需要に応える農業の競争力強化と持続的発展	19
3	持続可能な畜産・酪農の実現と経営基盤の強化	22
4	木材の有効利用と森林の保全・再生	22
5	豊かな海の再生と海洋環境の激変に対応した水産業の推進	23
6	新たな価値創出による需要の開拓	24
7	脱炭素の推進と持続可能な循環型社会の実現	24
8	人と動植物の共生と豊かな自然の保全	25

建設部会（ 6 項目 ）

1	自然災害に備える強靱な県土の構築【備える】	26
2	日常生活や交流を支える社会基盤の充実【支える】	26
3	持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成【つなぐ】	26
4	社会の変化に対応した取組の推進	27
5	地域創生に資するまちづくり	27
6	地域活力を創造する企業庁の新たな取組	28

文教部会（ 5 項目 ）

1	ふるさと兵庫の未来を支える人材の育成	29
2	「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成	29
3	予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進	30
4	すべての子どもたちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築	31
5	安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実	32

警察部会（ 6 項目 ）

1	県民の安全を守る力強い警察活動の展開	33
2	警察組織基盤の充実・強化	34
3	交通事故防止対策の総合的な推進	34
4	県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進	35
5	青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進	35
6	サイバーセキュリティ対策の推進	36

1 新たな地域創生の実現 ～持続可能な地域づくり～

☆（１）地域コミュニティ機能の再構築と地域防災・福祉の充実

人口減少・少子高齢化の進行、地域コミュニティの希薄化に対応するため、地域の多様な主体が参画の持続可能な地域運営体制を再構築すること。また、地域防災力の強化、地域福祉の充実、地域活動拠点の整備・活用を図り、県民が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めること。

（２）県民に必要な情報発信の強化

県民生活に直結する情報発信体制を強化し、県民が必要な情報に確実にアクセスできる環境整備を進めること。特に、デジタルツール・SNSの活用、わかりやすいデザインによる発信を行い、県民サービス向上を目指すとともに、デジタルデバインド（情報格差）解消に向けた、高齢者等への支援策についても取り組むこと。

（３）芸術・スポーツによる地域活性化と地域経済循環の創出

県内の文化・芸術・スポーツ資源を活用した地域活性化を図り、地域住民の交流機会を増やし、地域経済の循環を促進すること。

地域スポーツの環境整備の一環として、中学校部活動の地域展開については、新たに設立された「ひょうごスポーツコミッション」を核として、スポーツ協会、スポーツクラブ 21、市町等との連携のもと全県的な支援体制を強化すること。また、スポーツを通じた官民連携の取組による地域活性化や、人材育成、観光振興、産業創出などのさらなる取組を進め、持続可能な地域づくりの実現に資する施策として推進すること。

（４）地域課題解決のための手段としての AI・DX の更なる活用

地域社会の課題解決に向け、県が進める地域 DX 及び行政 DX の取組を一層加速させること。特に、生成 AI やデータ利活用など先端技術の導入を促進し、地域公共交通、福祉、防災、観光、産業振興、行政サービスなどの分野において、従来の発想を超えた新たな解決策の創出や、県民サービスの質の飛躍的向上、地域の利便性向上など、時代の変化に対応した政策を推進すること。

（５）兵庫の未来を担う人づくりの推進

地域で活動し、地域づくりや社会活動に取り組む多様な人材同士がつながり合い、そのつながりの中で若い世代が新たに加わり育っていく仕組みを構築すること。そのために、地域で挑戦する人材同士のネットワークづくり、世代を超えた交流の場の整備、地域活動への若者参画の促進を進め、地域全体で活力のある人づくりと地域の持続可能性の向上を図ること。

2 県政改革の着実な推進

☆(1) 持続可能な行財政基盤の確立

起債許可団体への移行等、厳しい財政状況が続く中、新たに策定された公債費負担適正化計画に基づいた県政改革方針の方向性など、更なる県の行財政全般にわたる改革を推進し、民間等の視点や資本も生かしながら、人口減少社会における時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立すること。

(2) 職員の新しい働き方改革の推進

県民本位で質の高い行政サービスの実現に向け、A I や I C T 等を活用した業務改革の推進、職員の意識改革、組織風土の醸成など、職員の新しい働き方改革を推進すること。

(3) 県庁舎等再整備に向けた検討

県民サービスの低下を招かぬため、また、来たる地震災害等への備えを早急に図るため、耐震性能が不足している県庁舎・議会棟の再整備については、策定された「新庁舎等整備プロジェクト基本構想」に基づき着実に事業を推進するとともに、県庁舎・議会棟を含めた「神戸の都心の未来の姿」及び「元町山手地区のにぎわいづくり」に資する施策を推進すること。

3 地方分権改革の推進

(1) 規制改革の推進

県独自規制等の見直しやD X 技術を活用した県民サービス向上に向け行政手続きの簡素化などの規制改革を推進するとともに、市町が地域性を生かした施策を実施できるよう、県から市町に対する分権を推進すること。

(2) 市町との協働による施策の展開

県及び市町がそれぞれの役割や機能を果たしながら独自性を損なうことなく連携を一層密にし、相互に効率的、効果的な施策展開を図ること。

(3) 関西広域連合による広域行政の推進

関西広域連合による広域行政を推進するとともに、東京一極集中のリスクや災害時などの迅速な対応のため、「防災庁」の地域拠点を本県に誘致するなど、関西復権への取組を加速させること。

4 安心・安全な県民生活の確保

☆(1) 激甚化・頻発化する自然災害への備え

南海トラフ地震や多発する台風などの自然災害や、新たな感染症との「複合災害」などへの備えについて、管理体制や対応力の充実強化を図ること。

(2) 再犯防止の推進による安全で快適な暮らしの実現

罪を犯した人等の立ち直りや社会復帰支援による再犯防止を推進し、「誰も取り残さない」持続可能な社会の実現に取り組むこと。

外国人等の再犯防止に関しては、法令の理解や規範意識の違いといった課題への対応や、不法滞在や偽装難民に関する国との連携についても研究すること。

5 男女共同参画計画の着実な推進

「ひょうご男女いきいきプラン 2030」に基づき、女性や若者に選ばれる兵庫の実現、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消、男性の家庭参画促進など、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めること。また、安心して子供を産み育てられる社会の実現に向け、性別を問わず多様な働き方を可能にし、家族が協力して家事・育児に取り組む機運醸成を図り、地域社会や民間事業を活用した家庭支援を充実させることで、子育て支援を推進すること。

6 青少年の健全育成の推進

インターネット利用対策、闇バイトの未然防止を含む非行防止対策と合わせて、地域、学校、保護者等が連携した青少年を守り育てる取組の推進と多様な体験活動の機会を創出するとともに、ひきこもりの相談や社会的自立支援策の充実を図ること。

7 人権啓発施策の推進

多様化する人権課題に対応した啓発活動を展開し、速やかな相談・救済を推進すること。

多文化共生においては、県民の理解と受容の精神を醸成することに加え、外国人等に対しても、日本の規範や文化、慣習を理解し尊重する態度を涵養するよう努めること。

1 若者が安心して結婚、出産、子育てができる社会づくりの推進

(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援

若い世代が抱える将来への不安軽減に向け、結婚、妊娠・出産、子育てまでのライフステージに応じた切れ目のない支援を総合的に推進すること。

特に、教育部局等の関係部局と連携し、プレコンセプションケアの普及・啓発を推進するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実や、子育て支援制度等に関する情報提供の強化を図ること。

(2) 不妊症・不育症支援及び出産・子育て支援の充実

「不妊症等に関する支援推進条例」に基づき、不妊症等に関する支援をより一層推進すること。

また、悩みを抱える妊産婦への伴走型相談支援の充実、産後ケア事業の推進、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等への支援の強化など市町との連携のもと、市町の母子保健体制の整備・充実に後押しすること。

☆ (3) 待機児童の解消と保育人材の確保・質の向上

待機児童は都市部を中心に依然発生しており、引き続き「ひょうご子ども・子育て未来プラン」を着実に推進すること。また、必要な保育人材の確保及び保育の質の向上に向け、保育士等の処遇改善や復職支援の推進、市町や保育関係者と連携した保育所等の多機能化、地域限定保育士制度の周知強化と受験者数の確保等に取り組み、持続可能な保育提供体制を構築すること。

(4) 全ての子育て家庭を支援する仕組みの充実

「こどもまんなか社会」の実現に向け、地域子育て支援拠点や一時預かり、病児・病後児保育の充実、育休を取りやすい環境づくり、子育て世帯の経済的負担軽減などを推進し、全ての子育て家庭が安心して子育てできる環境整備に努めること。また、令和8年度から実施されている「こども誰でも通園制度」の着実な定着を図ること。

2 虐待・DV防止対策の推進・強化

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止 24 時間ホットラインの設置運営、こども家庭センターと市町・児童家庭支援センターの連携による見守り支援体制の強化、児童相談支援システム再構築など児童相談業務の DX 化を推進すること。特に、明石市にある中央こども家庭センターの老朽化への対応に

については、今後のあり方検討委員会の報告内容を踏まえ、施設機能の充実・強化に向けた環境整備を進めること。

また、親子関係の構築や子供との関わりを学ぶペアレント・トレーニングの推進や一時保護所の体制強化及び環境改善を進めること。

(2) 高齢者・障害者虐待防止の推進

高齢者・障害者虐待の未然防止を図るため、虐待防止及び養護者支援に関する広報・啓発活動の充実、市町や民間団体との連携強化、専門人材の確保及び資質向上に向けた研修等の取組を推進すること。

(3) DV防止対策の推進

DVに係る相談対応から一時保護、自立支援まで切れ目のない支援を実施し、市町や民間団体等の関係機関と連携した総合的な取組を推進すること。

3 社会的養護の充実

(1) 里親・特別養子縁組制度の普及

「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、里親の開拓、特別養子縁組制度の普及、委託後の支援など、公民連携により社会全体で子供を育む環境整備に取り組むこと。

(2) 児童養護施設における支援

児童養護施設等の退所者（ケアリーバー）の実態を的確に把握するとともに、応援企業拡大プロジェクトの推進など、自立に向けた支援策の充実及び支援体制の強化を図ること。

4 社会福祉基盤の充実と地域福祉力の向上

(1) 包括な支援体制の整備促進

☆ ① 地域包括ケアシステムの推進

高齢者の地域生活を支えるため、在宅医療と介護の連携強化、地域貢献活動（移動支援、見守りなど）を行う「地域サポート施設」の拡充などを進め、医療・介護・予防・住まい・生活支援等が地域で総合的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進すること。

特に、訪問介護事業所の経営が厳しい中山間・人口減少地域においては、国に対し制度改善を求めるとともに、持続可能な訪問介護サービス提供体制の維持・確保に努めること。

また、市町及び社会福祉協議会等と連携し、身寄りのない高齢者が安心して地域で暮らせる支援体制の整備を推進すること。

② ヤングケアラーへの支援体制の構築

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供（ヤングケアラー）の支援に当たっては、福祉・教

育・医療等の関係機関の連携により、包括的な支援体制を構築すること。

③ 生活困窮者・世帯等への総合的な支援

生活困窮者の自立支援及び生活困窮世帯等の子供の健全な育成と教育機会の確保を図るため、教育費負担の軽減、こども食堂等による生活支援、保護者の就労支援など総合的な対策を講じること。

(2) 福祉人材の確保・育成

要支援・要介護認定者数の増加に対応できるよう、離職者の再就業支援や外国人を含む多様な人材の参入促進による介護人材の確保を推進するとともに、キャリアアップ支援や「ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センター」の取組を充実させ、介護人材の質的向上と介護現場の環境改善を図ること。また、介護人材の定着に向けた取組の促進及び定着支援体制の充実を図ること。

(3) 民生委員・児童委員への必要な支援

地域福祉の向上に不可欠な役割を担う民生委員・児童委員について、活動支援の充実を図るとともに、担い手確保や負担軽減を含めた今後のあり方の検討を進めること。

5 医療確保と健康づくりの推進

(1) 医療提供体制の整備推進

☆ ① 地域完結型医療の構築

今後策定する新たな地域医療構想については、県がファシリテーターとして地域医療構想調整会議等における協議を促進し、病床機能の分化・連携や医療機関の機能再編・集約化に向けた取組を支援すること。

また、人口減少や医療需要の変化を踏まえ、必要に応じて構想区域の見直しを含めた検討を行い、持続可能な地域完結型医療提供体制の構築に取り組むこと。

さらに、持続的な地域医療提供体制の確保に向けて、公立病院の再編・統合や新病院の整備・運営に対する財政支援を国に求めるとともに、市町と連携した支援の充実を図ること。特に、物価高騰への対応については、引き続き国に必要な支援を要望すること。

② 地域の実情に応じた在宅医療体制の充実及び人生会議の普及啓発

地域の実情に応じた在宅医療提供体制の構築に向け、地域の医療資源や課題の把握、災害に備えた体制整備を進めること。

また、人生会議（ACP）の普及啓発を、市町や医療関係者等と連携して推進すること。

③ へき地医療を重点とした医師の確保と研修制度の充実

大学医学部と連携したへき地勤務医師の養成・確保、県職員としての研修医採用、ドクターバンク事業、女性医師の離職防止・復職支援、各種研修制度の充実等に引き続き取り組むこと。

また、医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向け、産科医等への研修資金貸与等に取り組むとともに、地理的条件等も踏まえた実効性ある偏在対策を講じるよう国に強く求めること。

④ 看護職員等医療人材の安定的な確保対策

看護職員の安定的な確保に向けて、離職者向け研修の実施や院内保育所の運営支援、ナースセンター事業等による再就業支援の強化など、離職防止・再就業支援対策を推進すること。

また、薬剤師や歯科衛生士・歯科技工士等の医療人材の確保を進めるとともに、看護補助者・医療クラークの活用、ICTの更なる活用などによる勤務環境改善への支援を充実すること。

⑤ 感染症等疾病対策の推進

神戸大学と連携した「兵庫県感染症対策センター」の運営を通じ、新興感染症をはじめとする感染症への対応力の強化を図るとともに、その予防及びまん延防止に迅速かつ的確に対応すること。

(2) 県民の健康づくりの推進

① 健康づくりのための活動の推進

県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図るため、「兵庫県健康づくり推進プラン」に基づき、生活習慣病予防、受動喫煙対策、歯と口腔の健康づくり、フレイル対策などを推進すること。

② 食生活からの健康づくりの推進

栄養バランスに配慮した食生活による健康づくりを推進するため、産学官等が連携した「ひょうご健康的な食環境づくりプロジェクト」の取組の拡大を図るとともに、関係機関が連携し、地域の特性を活かした食育及び食環境づくりを推進すること。

(3) 認知症対策の充実

国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進し、認知症への理解促進、早期発見・早期対応、地域における相談・支援体制の充実を図るとともに、認知症の人が希望を持って暮らし続けられる地域共生社会の実現及び若年性認知症に関する普及啓発を推進すること。

(4) 心の健康づくりの推進と孤独・孤立対策の推進

① 自殺防止対策の推進

「兵庫県自殺対策計画」に基づき、こころの健康に関する普及啓発や相談・支援体制の充実、保健・医療・福祉・教育等の関係機関・団体との連携強化を図るとともに、子供・若者をはじめ各年齢階層に応

じた自殺予防対策、悩みを抱える人の孤立防止及びメンタルヘルス対策等を総合的に推進すること。

② ひきこもり対策の推進

自立相談支援機関とひきこもり支援機関の連携を強化し、本人やその家族の状況に応じた社会参加、家族支援、就労支援等の充実を図ること。

(5) 医療費適正化に向けた取組について

予防・健康づくりの取組を推進するとともに、医療費適正化に向け、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえた取組を推進すること。

6 がん対策の推進

(1) 緩和ケア提供体制の整備

がん対策推進条例に基づき、がん予防の推進、がん検診受診率の向上による早期発見・早期治療、治療と仕事の両立に向けた事業者の理解促進、緩和ケアを含む総合的ながん対策を推進すること。

また、県立がんセンター等のがん診療連携拠点病院を中核とした診療ネットワークの強化や、診断時からの適切な緩和ケアの推進、在宅療養支援の充実等により、地域におけるがん診療体制の充実・強化を図ること。

(2) 県民から求められるがん医療提供体制の向上

県立粒子線医療センターのあり方検討会の提言に基づき、粒子線治療分野で県が長年蓄積してきた知見・技術・人材を有効に活用しながら、重粒子線治療をはじめとする高度先進医療の継続的な提供体制の確保や発展に向け、国への働きかけを強化し、県民のがん治療の選択肢と治療機会の確保を図ること。

7 障害者等の自立を支援するユニバーサル社会づくりの推進

(1) 障害者等の自立支援

「ひょうご障害者福祉計画」に基づき、農福連携の推進による就労の場の確保やパラスポーツ・芸術文化活動の振興等を通じた障害者の自立と社会参加の促進、相談支援体制や安全確保対策の充実、手話の普及やICT活用等によるコミュニケーション支援体制の充実を図ること。特に、就労支援においては、関係部局との連携を強化し、障害者の能力や特性に応じた職務の創出・再構成や業務との適切なマッチングの促進など、障害者雇用の質の向上に向けた取組を推進すること。

(2) ユニバーサル社会づくりの実現に向けた環境整備

大阪・関西万博を契機としたユニバーサルツーリズムの更なる推進や合理的配慮の提供など、ユニバーサル社会の実現に向け、ハード・ソフト両面での環境整備を推進すること。特に、新たなパラスポーツ拠点の円滑な整備と持続可能な運営に向けた取組を推進すること。

(3) 障害者支援体制の充実

障害児の将来の可能性を広げるため、検査体制の充実などによる早期発見・早期療育を推進するとともに、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携強化を図り、切れ目ない支援体制の充実に取り組むこと。

また、障害者の地域生活支援及び医療的ケアを要する障害児者とその家族への支援の充実を図ること。

8 県立病院の構造改革

(1) 病院事業における経営基盤強化

県民の命を守り、必要な政策医療を提供するため、第5次病院構造改革推進方策に基づき、抜本的な経営改善を着実に推進すること。

また、地域偏在対策にも取り組み、医師・看護師等の医療人材の確保・育成を進めるとともに、安定した医療提供体制を確保し、収支改善策については評価・検証を踏まえた適宜の見直しを行うこと。

さらに、今後の新病院・建替整備についても、持続可能な病院経営との両立を図りながら着実に推進すること。併せて、新病院・建替整備に対する有利な財政措置の更なる拡充や診療報酬の改定など、必要な支援の充実について国に対し一層働きかけること。

(2) 良質な医療サービスの提供体制整備

県民の医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、高度専門・特殊医療の充実を図るとともに、医療安全対策の推進、ICTを活用した医療機関間の連携強化、「県立病院 DX 推進プラン」の推進による患者サービスの向上及び業務の効率化、チーム医療やタスクシフト（業務移管）・タスクシェア（業務共同化）の推進による医療従事者の働き方改革を推進すること。

9 生活衛生の推進

(1) 食の安全安心の推進

HACCP に沿った衛生管理の推進、消費者、食品関連事業者、専門家等の関係者が相互に情報や意見を交換するリスクコミュニケーションの促進など、食の安全・安心対策を総合的に推進すること。

(2) 動物愛護管理対策の推進

動物の愛護と適正な飼養について県民への普及啓発を推進するとともに、猫等の繁殖制限対策及びペットの災害対策を推進すること。

☆ 1 新しい社会を見据えた、成長と分配の好循環の推進

(1) 地域経済の活性化と多様で安定した雇用の実現による地域経済の好循環の創出

時代や財政状況の変化を見据えて、地域経済と雇用を支える中小企業、小規模事業者に対して適宜・的確な総合的支援により地域産業の振興を推進し、地域経済全体の活性化、多様で安定した雇用就業の実現に取り組むなど、財政基盤の強化にもつながる地域経済の好循環の実現に向けた取り組みを推進すること。

(2) 長引く物価高・円安や人手不足等の影響を受ける中小企業・小規模事業者や個人事業主への支援

長引く物価高騰や円安、人手不足に加え、頻発する自然災害や国際情勢の悪化等、様々な経済状況悪化のリスクに備え、これまでの融資枠を確保するとともに、中小企業のノウハウや技術を次世代へと受け継ぐための円滑な事業継承に向けた支援など、状況に応じ迅速に取り組むこと。

2 地域を支える産業・地場産業等の振興

☆ (1) 優れた技術や製品等の高付加価値による地域産業の競争力向上

高い技術力や伝統技術を持つ「地場産業」の振興や、特色ある技術やアイデアを持つ「オンリーワン企業」の育成、A I や A G I（汎用人工知能）を含む I C T を実装した働き方改革の推進等に取り組むほか、S D G s の取り組みの深化を促すために宣言企業を県が評価・認証・支援するなど、地場産業から地域産業、県内産業へと持続可能な競争力向上を図ること。

(2) 商工会議所、商工会への支援の充実

地域経済の活性化の促進に大きな役割を担っている商工会議所、商工会について、経済団体の維持・発展を支援するための施策及び体制などの更なる充実を図ること。

(3) 工事や役務などの官公需に対する県内中小企業者の受注機会確保

県内調達率の現状を把握するとともに、適正な達成目標を設定し、目標達成に向けて取り組むこと。

3 成長産業の創出・育成

(1) 本県の特性を生かした次世代産業の育成

兵庫を牽引する新たな産業の創出のため、大型放射光施設 S P r i n g - 8 や X 線自由電子レーザー施設 S A C L A、スーパーコンピュータ富岳等の先端科学技術基盤の充実に加え、優れた交通・物流インフラを有する本県の特性を生かし、ロボット・A I ・ I o T、航空・

宇宙・環境・水素等新エネルギー、健康・医療、等の次世代産業の育成に取り組むこと。

(2) 商品開発や新技術の導入支援

新商品の開発や生産性を高める技術の導入等の経営革新、A I・A G I・I o T等の技術導入、生産拠点整備等サプライチェーン対策の取り組み支援や、S P r i n g－8などの放射光利用やF O C U Sスパコン等の利用提供を通じて企業の技術高度化等の支援を図ること。

(3) スタートアップ支援の強化

若者起業人材の育成や、起業プラザひょうごを核とした新たなビジネスの創出に取り組む起業家への支援を行うとともに、起業家・事業者等が有する技術を活用し、県内の社会課題・地域課題の解決を図る協働実証を支援するなど、多様なスタートアップ支援を推進すること。

4 産業人材の確保・育成

(1) 県内企業の人材確保、就職促進

兵庫型奨学金返済支援制度の成果を部局横断的に検証するとともに、成果に応じた更なる拡充に取り組むこと。加えて、県内企業とのマッチング支援等による理工系人材の獲得、高校生の県内就職促進など、中小企業の人材確保や賃上げ促進、若者の県内就職・定着に向けた支援、シニア人材の活用を推進すること。また、高度な知識や技術を有する優秀な外国人人材の獲得支援に取り組むこと。

(2) 女性の就労促進

人手不足の解消や競争力強化に向け、ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度の普及啓発に取り組むほか、女性活躍の場が広がるよう、誰もが働きやすい職場環境の充実支援を推進すること。

(3) 新たな産業に対応した人材の育成

産業構造が変わり産業モデルが刷新される中で、A I・A G I・I o Tなどの新たな産業に対応したD X人材の育成支援に取り組むこと。

☆ 5 兵庫の多彩な資源を生かした観光による交流人口の拡大

(1) 兵庫の魅力を盛り込んだツーリズムの展開

他府県との連携による広域プロモーションやO T A (オンライン旅行取引事業者)などのデジタルマーケティング等を活用したインバウンドプロモーションを推進するとともに、ひょうごフィールドパビリオンとして県内各地で磨き上げを行ってきた体験型コンテンツを一層活用し、各地域での点と点の活動を一つの線につなぐ横展開の取り組みにより、環境・経済・文化を守り育む観光客・事業者・行政・地

域住民が協働したサステイナブルツーリズムを推進すること。

(2) 県内地域間の交流人口の拡大

都市部への雪山体験のアプローチなど、県内の各自治体や観光協会のマッチングなど具体的な仕掛けにより、都市部と多自然地域、或いは五国それぞれの魅力や面白さの発見を促す取組を進め、県内地域間の交流人口拡大を図ること。

(3) ユニバーサルツーリズムの推進

高齢者・障害者等が円滑に旅行できる環境整備のため、ソフト・ハード両面からの支援により宿泊施設の取組を促進するとともに、旅行者が容易に情報収集できるよう取組の「見える化」等、ユニバーサルツーリズムを推進すること。

(4) 観光振興の実効ある施策を推進するための評価指標・目標設定

フィールドパビリオンの観光における成果を適正に検証し、各地域の取組を後押しするため、評価のための経済指標及びエリアごとの目標設定等について研究すること。

6 国際経済活動の展開

(1) 国際社会への対応検討

米国の関税政策、国際情勢の緊迫化による原油・原材料価格の高騰等、国際情勢が県内企業に与える影響に対応し、資金援助や融資制度、サプライチェーンの強化等、県内企業を支援するための方策を進めること。

(2) 新たな産業の育成

国際情勢が県内企業に与える影響について調査し、外的要因による影響が少ない県内や関西圏内に点在する資源や原材料を活用した、兵庫を牽引する輸入代替産業の創出の可能性について研究すること。特に豊富な県産木材を活用した次世代バイオマス素材の開発など、高付加価値製品の開発を通じた産業の育成と地域経済の活性化について研究すること。

(3) 国際交流のあり方検討

経済、観光、教育など各分野における国際交流の重要性を踏まえつつ、本県の国際交流のあり方を検討すること。高校生の留学支援事業については、多くの寄附に表れた企業・県民の期待に応えるべく、対象者の拡充を検討すること。

1 環境と調和した持続可能な農林水産業の推進

(1) 持続可能な農業構造への転換に向けた取組の推進

都市近郊の立地を活かしつつ、「人と環境にやさしい農業・農村振興条例」の制定を踏まえ、環境負荷低減の取組拡大や地域資源の活用・循環を図り、本県の食料安全保障の確保と農山漁村地域の活性化との両立を通じて、環境と調和した農林水産業を推進すること。特に、「食料・農業・農村基本計画」や「ひょうご農林水産ビジョン 2035」の実現に向けて、農業構造転換集中対策など国の事業等をフル活用し、本県の地域特性と調和した農業構造転換を着実に推進すること。

(2) 県産米の収益力向上と農業生産資材の国産化

国の新たな水田政策や米の需給見通し、地域の実情を踏まえ、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、単収向上や品質安定等による生産性向上、県オリジナル品種の普及拡大や酒米・加工米・飼料用米を含む米の安定生産・収益力強化に努めること。

また、集荷団体や流通事業者等と連携し、県産米のブランド力向上と消費拡大を推進するとともに、節水型乾田直播などの低コスト生産技術の導入・指導や国内資源を活用した肥料への転換を促進し、輸入資源への依存低減を図ること。

(3) スマート農林水産業の実装による持続可能な経営の推進

スマート農業技術の導入・普及やデータ駆動型の生産・流通・販売体系への転換を推進するとともに、建設業者等の異業種を含む農業支援サービス事業体の育成・活動促進を図ること。特に、スマート農業技術を使いこなせる経営体の育成や経営規模に応じた実装を推進し、労働生産性の向上と所得の安定化を実現する持続可能な経営モデルの確立を図ること。

2 需要に応える農業の競争力強化と持続的発展

☆(1) 多様な農の担い手の確保・育成・定着の推進

都市農業も含め、本県農業の魅力発信や就農相談会、ツアー型就農体験機会の実施など就農前支援の充実を図るとともに、農業大学校（有機農業アカデミーを含む）の教育環境整備や大規模農業法人等と連携した受入体制の構築により、人材確保を推進すること。

また、市町・農協・農林機構等の関係機関と連携し、経営承継も含め、就農希望者に対する農地確保、資金調達、技術習得、販路開拓等の伴走支援を強化するとともに、就農から定着、経営発展まで切れ目のない支援を行うこと。特に、普及指導員、営農指導員、農業士等の支援人材を育成し、市町・農協・農林機構を含む関係機関等が一体となった認定新規就農者等へのきめ細かなフォローアップを行うこと。

また、専業農家だけでなく、兼業農家、定年帰農者、女性農業者、雇用就農者等を含む多様な担い手の確保・育成・定着に向け、経営形態や就農形態に応じた支援の充実を図るとともに、中山間地域から都市近郊地域まで多様な農業形態を有する本県の特性を踏まえ、小規模・兼業農家も含めた持続可能な地域農業の維持・発展に資する営農モデルの構築を推進すること。

(2) 経営力向上支援と地域計画の実現に向けたブラッシュアップの推進

発展段階に応じた支援等による地域の核となる認定農業者の育成や集落営農組織化・法人化をはじめ、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約の促進、経営力向上支援、収入保険制度の加入促進など、持続的かつ安定的な農業経営に向けた取組を推進すること。

また、優良農地の確保とともに、荒廃農地の解消を含めた最適な農地利用を推進すること。さらに、地域計画のブラッシュアップや地域計画・組織活動の広域化・事務の共同化を促進するため、県・市町・関係団体・農林機構・農業委員会・土地改良区等の組織体制・活動の充実化を図り、地域農業サポートセンターを通じたプッシュ型の伴走支援体制を一層強化すること。

(3) 人と環境にやさしい農業・農村振興と食農教育の推進

① 人と環境にやさしい農業の取組拡大と流通体制の構築

有機農業アカデミー等を中心とした担い手の育成やオーガニックビレッジの横展開を一層推進するとともに、量販店・実需者からの需要に対応できる経営体・グループ生産体制の育成や産地形成、集荷・包装を含む広域流通体制の構築等を進めるなど、流通の合理化を図り、生産から消費までの一体的な支援を戦略的に行うこと。

② 人と環境に優しい農業の推進による食農教育の展開

「人と環境にやさしい農業・農村振興条例」に基づき、有機農業を含む環境創造型農業等の発展を通じて環境負荷低減や持続可能な農業・農村への理解醸成を図るとともに、県、市町、県民、事業者等の参画のもと、施策間の連携を図りながら条例の具現化を推進すること。

また、食農教育としての食育活動や学校給食・CSR（企業の社会的責任）活動等における地場産物の活用を促進するため、教育部局とも連携し、有機農産物等を含む地場産物の安定供給と活用拡大に向け、生産調整や調達契約の在り方の検討など必要な環境整備を推進すること。

さらに、生産量の確保には農業高校や農業参入企業を、消費拡大には学校給食や企業等での利用拡大を推進し、冷凍・カット加工等の活用により、安定供給及び調理負担の軽減を図ること。

(4) 気候変動への適応策の強化とニーズに対応した農作物の産地育成

主食用米や酒米、野菜、果樹等において、高温耐性や食味に優れた品種の効率的な開発・改良や新たな栽培管理技術等の開発・導入・普及を促進するとともに、施設園芸における低コストで最適な環境制御技術の確立、消費者ニーズを捉えた収益性の高い生産・流通体系への転換、青果物・花きの品質向上や高付加価値化、新たな需要創出に向けた取組等を推進すること。特に、気候変動による影響の軽減に向けた情報発信や、適応策の開発・普及を強化すること。

また、官民共創の支援体制の構築に向け、県立農林水産技術総合センターを中心とする試験研究機関の環境整備、施設維持、試験研究予算の確保及び機能強化を図るとともに、農業改良普及センターの体制充実を図ること。

(5) 地域の実情に応じた農業生産基盤の整備と防災・減災対策の推進

農地等の基盤整備費は、農業用水の安定供給や作業効率の向上、農地集積・集約の加速化など、農地の有効利用に必要な財源であることから、大区画化等加速化支援事業の拡充も含め、引き続き国へ強く要望するとともに、スマート農業や地域計画の実現に資する農業生産基盤の整備・更新、土地改良区の運営基盤強化、多面的機能支払制度の活用・拡充により、農用地の保全や集落機能の維持を図ること。特に、農業水利施設の長寿命化・老朽化対策、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の加速化、渇水対策及びBCP策定の推進を図ること。

また、老朽化が進むライスセンターなどの共同利用施設は地域を支える農業生産基盤であることから、複数農協の連携や生産方式の見直し等の検討とともに、再編集約・合理化への支援を図ること。

(6) 楽農生活の推進と異分野との連携の推進

市民農園やオープンファームなどを通じた農林漁業への理解促進や体験機会の充実を図ること。

また、兵庫テロワール旅やひょうごフィールドパビリオンの取組を踏まえ、観光分野と連携した交流・関係人口の拡大を通じ、人材確保とシビックプライドの醸成による農業・農村の持続的な発展を推進するとともに、各地域の実情に応じた半農半X等の多様な人材確保モデルの優良事例の横展開を図ること。

さらに、障害者の自立支援や高齢者の生きがいの創出など、農・林・水福連携の取組拡大や他分野との連携強化を支援すること。

(7) 活力ある中山間地域・農山漁村（むら）づくりの推進

棚田地域を有する中山間地域は、農産物の供給に加え、水源涵養や国土保全など多面的機能を有していることから、「兵庫県棚田地域振興計画」等に基づき、移住・定住及び二地域居住・関係人口の創出・拡大施策との連携、地域資源を活用した地域の活性化、高付加価値化による雇用・所得の拡大、きめ細かな基盤整備を推進し、中山間地域の振興に取り組むこと。

また、平場地域も含めた農村型地域運営組織（農村 RMO）の形成や市町の支援体制強化に向け、地域農業サポートセンターや人材バンク機能の充実、郵便局等との連携促進など、活力ある農山漁村（むら）づくりを推進すること。特に、非農家を含む地域住民の主体的な参画のもと、持続可能な農業と地域づくりの両立を図ること。

（８）都市農業の振興

都市及び都市近郊の農地は、安全・安心で新鮮な野菜等の供給のみならず、災害時の緊急避難場所や地域住民の交流活動の場、農を活かしたまちづくりなど重要な機能を併せ持っていることから、「兵庫県都市農業振興基本計画」の改定を踏まえ、生産振興や担い手の育成、都市農業者と住民との連携等を推進し、国制度（税制）の見直しに向けた議論を促進するとともに、都市住民の農業に対する理解醸成を図り、都市農業が有する多様な機能の発揮を促進すること。

3 持続可能な畜産・酪農の実現と経営基盤の強化

（１）需要に応じた持続可能かつ安定的な畜産経営の推進

持続可能な畜産・酪農経営を実現するため、経営支援チームの構築など農協等と一体となった担い手育成支援や畜産環境対策の推進、重大家畜伝染病の発生・まん延防止に向けた家畜衛生対策の効率化・高度化を図るとともに、遺伝的多様性に配慮した但馬牛種雄牛の作出等技術センターの機能強化や但馬牛生産基盤の再構築、輸出先国の基準やニーズに対応した出荷・と畜体制の整備等を推進すること。

また、乳用牛の長命連産性の向上や暑熱ストレス対策、生産コスト低減の取組を推進し、酪農経営の安定化を図ること。

（２）耕畜連携による国産飼料の利用・供給拡大

耕種農家のニーズを踏まえた高品質堆肥の生産や、ペレット化等による堆肥の広域流通・資源循環の拡大などにより、耕畜連携を一層推進し、国産飼料を基盤とした畜産・酪農経営への転換を促進すること。

4 木材の有効利用と森林の保全・再生

（１）県産木材の利用促進と低コストの資源循環型林業の確立

「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例」に基づき、公共施設等の木造・木質化や木質バイオマスの利用促進に加え、木材の最先端加工や素材開発（化学変換・ナノ技術等）を支援し、新たな木材需要の創出と、川上から川下までの事業者等の連携による県産木材の流通・安定供給体制の確立を推進すること。

また、森林経営の集積・集約化や高性能林業機械の導入、技術センター・森林大学校の機能充実、経営力に富んだ林業事業体の育成、自伐型林業等の多様な林業人材の確保を進めるとともに、早生樹について十分に調査し、その活用を進め、低コストで効率的な資源循環型林業を推進すること。

(2) 新しい森林管理スキームの確立による分収林改革・林政改革の実現

分収林改革・林政改革の早期実現を目指し、兵庫県森づくり支援センターの運営を安定化させつつ、新しい森林管理スキームへの移行とひょうご農林機構の経営力強化及び技術力の維持を着実かつ計画的に進めること。

また、県民の理解醸成の下、県民緑税による「災害に強い森づくり」や「新ひょうごの森づくり」を着実に推進し、森林環境譲与税の一層の有効活用を図るため、市町独自の多様な森林の公的管理・整備や木材利用の促進を総合的かつ具体的に支援するなど県の広域的かつ先導的な事業を実施すること。

さらに、林業適地における再造林や多様な主体による森づくり、水源林等の整備・保全、森林病虫害対策などを通じて、公益的機能の発揮を図り、健全で持続的な森林づくりを推進すること。

5 豊かな海の再生と海洋環境の激変に対応した水産業の推進

☆(1) 豊かな海づくりに向けた水産資源の増殖・適正管理の推進

海底耕運やため池のかいぼりのほか、発酵鶏糞肥料など海底への施肥や工場・下水道における通年での栄養塩類増加措置など、適正な栄養塩管理に取り組むとともに、豊かで美しい海の再生に向け、森・川・海のつながりを重視した総合的な取組を推進すること。

また、漁業者、研究機関及び行政が一体となった持続可能な資源管理や漁場の整備・環境保全を推進するとともに、海洋環境の激変に対応するため、技術センターによるデジタル技術等を活用した資源調査・評価や高温耐性に優れた種苗の生産、中間育成による生残率の向上など、有効な種苗放流手法の確立に向けた試験研究の充実を図り、持続可能な水産資源の管理と水産業の振興を推進すること。

(2) 海域特性に応じた漁業経営等の推進

① 漁船漁業の振興・環境整備

沖合底びき網漁船の建造を一層促進するとともに、新規就業者の負担軽減や漁法・漁獲対象魚種の複合化・転換等を支援する漁協の体制強化を推進するなど、漁業者の確保・育成に向けた取組を充実させること。また、防災・減災対策として、漁港・海岸の既存施設の機能強化と津波や気候変動等に対応した整備・保全を計画的に推進すること。

② 養殖業の成長産業化と漁村地域の魅力を活かした海業の展開

ノリをはじめ、カキやアサリ、サーモン等の生育環境に合った新たな養殖技術の開発や生産コストの低減等を図り、漁業者の収益性向上と消費者ニーズに対応した水産物の供給拡大を推進すること。

また、水産物の消費拡大や交流促進に資する海業の取組や「ぎょしょく教育」を推進するとともに、内水面漁業の振興と地域活性化を一

体的に推進すること。

6 新たな価値創出による需要の開拓

(1) 地域の経済的利益に結びつくブランド化、6次産業化支援

生産、加工、流通、観光事業者等が連携する推進体制のもと、県産ブランドの戦略策定・実践を支援するとともに、県産ブランドに係る遺伝資源の適正な管理・保護を推進し、認知度向上と需要拡大に向け、コンテストへの出展・評価やひょうご食品認証制度、地理的表示(GI)制度等の活用により、差別化・競争優位性の確保を進めること。

また、現地ニーズ等に対応するための取組を支援し、輸出の加速化を図るほか、新たな付加価値を創出する6次産業化や異業種との連携・交流を促進し、新たなイノベーションの創出につなげること。

(2) 消費者の信頼確保と県産県消の推進

安全・安心に基づく県産品の消費拡大及び安定供給のため、総合防除やGAP（農業生産工程管理）の取組を強化するほか、卸売市場におけるコールドチェーンの確立やHACCP対応等の機能強化を図ること。

また、企業によるCSA（地域支援型農業）やCSRの取組を促進するとともに、農林水産業・農山漁村の持続的な発展を支える消費者の理解醸成・行動変容を図り、地産地消を強力に推進すること。

7 脱炭素の推進と持続可能な循環型社会の実現

☆(1) 地域脱炭素の更なる推進による地球温暖化対策の強化

脱炭素と経済成長の実現に向け、「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に基づき、化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギー中心へ転換する取組であるGXを推進するとともに、企業等が自社で削減することが困難なCO₂排出量を、森林や藻場等の吸収源の保全・創出や温室効果ガス削減対策に投資することで埋め合わせるカーボン・オフセットの取組を一層推進すること。

また、ペロブスカイト太陽電池の社会実装に向け、脱炭素化推進事業債の活用による公共施設等での率先導入と共同調達方式による導入コスト低減支援を図り、再生可能エネルギーの普及拡大と地域循環共生圏の創出を推進すること。

(2) 資源循環の強化

「兵庫県資源循環推進計画」に基づき、プラスチック資源循環やバイオマス活用の推進など、廃棄物の発生抑制とリユース・リサイクルの促進を図り、持続可能なライフスタイルの定着を推進すること。また、「こうべ再生リン」など資源循環の優良事例の横展開を図り、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進すること。

(3) 健全で快適な生活環境の保全と創出

大気・水・土壌環境等の保全を図るため、国・市町・事業者等と連携し、次世代自動車の普及促進や有機フッ素化合物（PFAS）の実態調査、低濃度 PCB 廃棄物の早期処理、アスベスト飛散防止対策を推進すること。特に、不適正ヤード対策の推進や使用済太陽光パネルの適正処理体制の構築、災害廃棄物処理への対応力の強化を図ること。

また、県民や企業の SDGs 推進機運を醸成し、環境汚染対策や気候変動への対応を通じて経済のグリーン化を推進すること。

（４）多様な主体との協働による環境保全・創造

ひょうご環境体験館の機能強化と利用促進を図り、持続可能な社会の実現を担う人づくりを推進すること。また、温室効果ガス排出量の可視化や脱炭素型製品・サービスに関する情報提供等を通じて消費者の行動変容を促進するとともに、地域住民や団体、行政、企業等が連携し、環境学習・環境教育を総合的かつ体系的に推進すること。

8 人と動植物の共生と豊かな自然の保全

（１）生物多様性保全の総合的推進

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、「生物多様性増進活動促進法」や「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、企業や県民参加による里山・里海の再生活動を促進するとともに、都市緑化など生態系を活かした防災・減災（Eco-DRR）に対する理解の促進を図り、環境と両立した治水事業を推進すること。

（２）外来種対策の横断的かつ総合的な推進

兵庫県特定外来生物対策本部及び地域部会を中心に、市町や民間団体等と連携・協働しながら、実効性のある体制・人員・予算を整備し、特定外来生物対策の強化及び対策の効果検証・改善を図ること。

また、侵略的外来種による被害拡大を防止するため、早期発見・早期防除に関する普及啓発を推進するとともに、県民の主体的な参画と地域の防除活動を担う人材の育成を進めること。

（３）野生鳥獣による被害防止総合対策の推進

① 野生鳥獣による被害防止対策

獣害防護柵の設置支援及び維持・補修支援をはじめ、ICT や GIS を活用した被害防止対策、捕獲報奨金制度による捕獲促進を進めるとともに、森林動物研究センターによる技術指導や近隣市町と連携した広域的な鳥獣被害対策を推進すること。また、効果的なバッファゾーンの整備など、被害防止対策の充実強化を図ること。

② 狩猟者確保・育成に向けた取組の推進

市町・警察や県猟友会とも連携し、狩猟免許の取得促進、兵庫県立総合射撃場を活用した実践演習・研修等による捕獲技術者・指導人材の育成、緊急銃猟等に対応する体制の構築に向けた支援を行うこと。

1 自然災害に備える強靱な県土の構築【備える】

(1) 地震・津波対策の一層の推進

防潮堤等の嵩上げや防潮水門の整備など緊急かつ重要な津波対策、緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響の大きい道路の橋梁耐震補強や法面防災対策を引き続き計画的に推進すること。

(2) 総合的な治水対策及び土砂災害対策の一層の推進

河川改修、既存ダムの有効活用、堆積土砂撤去等の事前防災対策、防潮堤の整備等の高潮対策、ため池治水活用等の流域対策などによる総合的な治水対策、また、砂防えん堤整備等の土砂災害対策を引き続き推進すること。

(3) 減災のための情報発信の充実

河川氾濫や土砂災害が懸念される際に、県民や市町が的確に避難判断や行動ができるよう、河川氾濫予測システム等の構築・活用や河川ライブカメラ画像の配信の拡充に加え、ハザードマップの周知や自主避難行動を促進する情報発信など、減災のための情報発信をより一層充実させること。

☆ 2 日常生活や交流を支える社会基盤の充実【支える】

地域の交流を支える幹線道路の整備と、日々の暮らしを支える生活道路の渋滞対策や通学路の安全対策を推進すること。また、利用者のニーズに合わせて弾力的に運行できるデマンド型交通の普及や、ICT技術を活用したMaaS※の導入促進や地域の実情に応じた「公共交通 リ・デザイン」を支援するなどにより、誰もが安心・安全・便利に利用できる、バリアフリーでシームレスな移動環境の実現を目指すこと。さらに、地域活性化や日常生活に欠くことのできないJRローカル線や路線バスの維持・利用促進に必要な対策に取り組むこと。

※MaaS（Mobility as a Service）とは、バスや電車、タクシー、飛行機など多種多様なモビリティサービスを一つのサービスで完結させることを指す。

3 持続可能な地域をつなぐ社会基盤の形成【つなぐ】

(1) 基幹道路ネットワークの充実強化

工事安全対策を確実に講じつつ、新しい東西交通軸となる播磨臨海地域道路や名神湾岸連絡線など、県全体の発展基盤となる基幹道路八連携軸を構成する高規格道路ネットワークを早期に整備するこ

と。

(2) 港湾の機能強化や利用促進

物流・産業の拠点となる港湾施設の整備・機能強化を推進するとともに、積極的なポートセールスによる定期航路の開拓や船舶・貨物の誘致など物流活動の強化を進め、港湾の利用促進や旅客船利用者の利便性・快適性の向上とにぎわい創出を図ること。また、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素等の受入環境整備などカーボンニュートラルポートの整備促進に取り組むこと。

(3) 関西3空港の最大活用やコウノトリ但馬空港の利活用促進

神戸空港の国際化を最大限活用し、関西3空港の競争力を確保するとともに増加が見込まれる国内外からの来県者に対するインフラ面での受入体制を整備すること。加えて、コウノトリ但馬空港についてもRESA（滑走路端安全区域）対応を進め今後の利活用を促進すること。

(4) インフラの適切な維持管理

急速な進行が見込まれるインフラの老朽化に対し、施設点検や修繕・更新の実施など、計画的・効率的な対策を推進すること。

加えて、舗装修繕や街路樹の剪定、除草や河川の堆積土砂の除去、港湾の維持浚渫、砂防施設における土砂・流木の捕捉空間の確保等を着実に実施すること。さらに、民間のノウハウやインフラDX等による新技術の導入を促進し、道路・上下水道をはじめ良好な社会基盤の維持管理を推進すること。

☆ 4 社会の変化に対応した取組の推進

資材高騰や人材不足など先行き不透明な社会情勢を的確に捉え、入札契約制度の運用においては受注者が適正な利潤を得られる適切な設計金額や工期を設定するとともに、県内企業の受注機会を確保するなど、必要な措置を講じること。また、建設業の担い手の中長期的な育成・確保に資するため、建設業における働き方改革の推進、インフラDXによる生産性向上、災害時の緊急対策強化を図り、持続可能な事業環境確保を実現すること。

公共施設の整備に際しては、民間資金、技術、維持管理ノウハウなどを最大限活用し、早期整備や経費削減に効果的なPPP・PFI、LABV等の官民連携を促進すること。

5 地域創生に資するまちづくり

(1) 安全・安心のまちづくり

総合治水対策・高潮対策等を確実に進めるとともに、ハザードマップの周知及び避難対策を推進すること。併せて、住まいをはじめとする民間・公共建築物の耐震化やユニバーサルデザインを推進すると

ともに、土砂災害特別警戒区域内の住宅改修等への支援を進めること。

(2) 環境と調和したまちづくり

グリーンインフラを推進し、都市住環境を改善するとともに、ネイチャーポジティブの実現に向け、森・川・里・海の連続性を意識し、河川生態系に配慮した治水事業を推進すること。また、県民緑税を活用した県民まちなみ緑化事業を積極的に推進するとともに、県産木材を利用した木造建築物等の低炭素建築物や長期優良住宅の普及促進、都市部における低炭素化に資する建築物の認定制度などにより、カーボンニュートラルを目指すまちづくりを推進すること。

社会情勢や利用者ニーズに応じたりノベーション計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等に取り組むとともに、民間の優れたノウハウと投資を呼び込む新たなパークマネジメントを導入することで、県立都市公園の利活用を推進すること。

(3) 魅力と活力のあるまちづくり

社会変化の実情に合わせた持続可能な分散型社会への転換を図るため、各地域が活力を持って自立できる地域連携型都市構造の実現を目指すこと。また、住宅ストックの有効活用や地域の活性化を促進するため、市街化調整区域における土地利用の弾力化を進めるとともに、県・市町・民間事業者が連携し、空き家の発生予防、利活用、除却を含めた適正管理など総合的かつ計画的な空き家対策を推進すること。

(4) 地域の自立と連携によるまちづくり

住民の高齢化と建物の老朽化が進むオールドニュータウン再生に向けた取組支援やリノベーションによる都市住環境の改善、多自然居住・二地域居住の推進、空き家活用や古民家再生の取組を通して、地域特性を活かした持続可能なまちづくりを推進すること。

☆6 地域活力を創造する企業庁の新たな取組

兵庫県企業庁経営戦略に基づき、公営企業として効果的・効率的に事業を展開し、地域の振興、県民の福祉向上を図るとともに、自立・安定した健全経営を維持し、経営状況について県民への説明責任を尽くすこと。特に県政改革方針で示された地域整備事業会計の根本的見直しについては、更なる収益悪化等を防ぐため、決定された経営戦略に基づき、会計収束を目指した着実な整理を進めること。

これらを踏まえた上で、淡路夢舞台など地域振興拠点施設の運営、市町等との適切な役割分担のもとでの地域創生に資する産業拠点の整備など、地域活力を創造する取組、また再生可能エネルギーへの取組や新たな産業団地の整備を推進すること。

1 ふるさと兵庫の未来を支える人材の育成

- (1) 第4期「ひょうご教育創造プラン」等に基づく教育の推進
計画期間の3年目となる第4期「ひょうご教育創造プラン」に基づく取組を推進し、その理念である「兵庫が育むこころ豊かで自立する人づくり」の実現を図ること。
- (2) 計画的・組織的なキャリア教育等の推進
若者の地域定着に向け、ふるさと意識を醸成するとともに、子どもたちが主体的にライフプランを設計し、自分らしい生き方等について考えられるよう、教育活動全体を通じて発達段階に応じた計画的・組織的なキャリア教育や小学生からのプレコンセプションケア教育の推進を図ること。指導に際しては、安心・安全な環境のもと子供が将来の夢や目標をもてるよう、学校・家庭・地域が連携して取り組むこと。
- (3) 地域産業等に貢献できる実践的な技術者の育成
専門高等学校における電気工事や建設業などに関する実践的な技術・技能の習得や卒業生の地元就職の促進を図り、地域産業等に貢献できる人材育成・人材確保に努めること。

2 「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」の育成

- (1) 豊かな心を養う人権教育の推進
人権を尊重する理念への理解を深め、生命を尊重する心や他人を思いやる心を養う教育の推進を図り、北朝鮮による拉致問題等の風化を防ぐ教育に取り組むこと。また、人権教材等において誤った歴史認識や誤解を招く表現が用いられることのないよう配慮すること。
- (2) 道德教育の充実
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度を涵養し、自然との調和や生命を尊重する心と規範意識を醸成するため、道德教育の充実を図ること。また、道德教育副読本を学校と家庭において十分に活用し、更なる推進を図ること。
- (3) 国旗・国歌に関する教育の推進
教育基本法の理念に則り、我が国と先人が歩んできた歴史等を尊ぶ価値観を育み、平和に関する教育のあり方を検討すること。国旗・国歌を正しく理解する教育、校内における適切な国旗の掲揚と、式典や行事等で国歌が斉唱できる指導を推進すること。
- (4) 有権者教育・公民教育の推進
主権を有する国民としての自覚と責任を育み、日本の領土・領海に関する認識と意識を高めるとともに、社会保障制度を理解し、生徒が積極的に社会参画するため、政治的中立性を確保した有権者教育・公民教育に取り組むこと。

3 予測困難な時代を生き抜く力を育む教育の推進

☆(1) 総合的な学力向上対策の充実

「ひょうご学力向上推進プロジェクト」、「兵庫型学習システム」、「ひょうご学力向上実践研究事業」等を推進し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、総合的な学力向上対策の充実を図ること。また、小中学校における総合的な学習の時間や教科横断的な学習におけるSTEAM教育の可能性について研究すること。

(2) ネット社会・AIと共存する力を育む教育の推進

AI共存時代を見据え、発達段階に応じた情報モラルを含む情報活用能力を育成すること。

☆(3) 体験活動を通じた人間ならではの心と能力を育む教育の推進

想像力や自己肯定感、責任感など、AIにはない心と能力を育成するため、体験活動を生かした感性教育、思考教育、コミュニケーション能力の向上を図ること。

(4) 国際的に活躍できる人材の育成

より実践的な語学教育や課題発見・解決能力の育成を進めるとともに、日本と世界の歴史の理解を深め、日本人としての自覚と誇りを培い、国際的に活躍できる人材の育成を図ること。

(5) 理系人材や地域を支える人材の育成

不足する理系人材の育成のため、科学的な考え方を育成する理数教育の充実を図ること。また、普通科高校において、文理融合型や国際系の探究、県内大学等との研究、地域課題発掘・解決方策の提案等を通じた、地域の課題解決への道を切り開く人材育成を図ること。

(6) 児童生徒の体力・運動能力の向上

さまざまなスポーツ競技を体験できる機会を通じた、児童生徒の体力・運動能力の向上を図る施策の推進と健康指導の充実強化を図ること。

(7) 食育の推進

地域の農林水産物を使った学校給食など、教育活動を通じた食育の推進を図ること。また、食育の推進をするうえで栄養教諭の資質能力向上も図ること。

(8) 幼児教育の推進

自己肯定感を育む幼児期にふさわしい遊びや生活を通じた幼児教育の推進を図ること。また、幼児教育の重要性を認識し、幼児教育センターの設置を通じた関係機関が連携した指導を推進すること。

(9) 「県立高等学校教育改革第三次実施計画」の推進

「県立高等学校教育改革第三次実施計画」に基づき、県立学校の魅力・特色づくりや望ましい学校規模・配置に関しては、私立高校無償化の影響を調査し、県立学校のあり方について地元住民・自治体をはじめ関係機関の意見を十分に踏まえながら、五国にふさわしい配置等を適切に推進すること。

☆(10) 私立学校、各種学校に対する適切な支援

公教育の一翼を担う私立学校教育の充実支援や保護者の負担軽減、

専修学校・専門学校・各種学校に対する補助金制度の充実や事業への支援等、本県の学校が魅力を高め「選ばれる学校」になるよう引き続き適切な支援を図ること。また、県立専門職大学の運営や県立高等学校教育改革の推進、県立高等学校の推薦入学・特色選抜の実施時期においても留意すること。併せて、全国最多額を支出している朝鮮学校への補助金制度の厳格化を図ること。

(11) 魅力ある県立大学づくりの推進

県立大学の特色を生かした教育・研究活動を推進し、海外との積極的な交流や先端研究、県内関係機関と連携した地域課題の解決を図る取組など、社会から評価される大学づくりを推進すること。また、県立大学の授業料無償化について、成果と課題を明確にし、より優秀な人材が集まるよう留意すること。

(12) 社会教育の充実・活用促進と文化の振興

展示内容の中立性に努め、人生を豊かにするための学びの場や、日本古来の伝統芸能文化の振興や後継者を育成する場として社会教育施設が一層活用されるよう充実に推進すること。

4 すべての子供たちが自分らしく安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築

(1) 教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実

特別な支援を必要とする子供たち、特性を持つ子供たち、外国ルーツの子供たちが増加する社会において、インクルーシブ教育を学校の標準に格上げし、協働して全ての子供たちが学び続ける力を育む教育が行われ、子供たちの自立と社会参加に必要な教育を行うこと。また、教育的ニーズに応じた医療や福祉など関係機関が連携した適切な指導・支援が学校園で行われるように促進すること。

(2) 特別支援教育への支援等のさらなる充実強化

障害のある生徒と障害のない生徒との相互理解・交流を推進し、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）等の児童生徒に対応する支援教員の配置、通級指導の充実、医療的ケアが必要な幼児児童生徒のための看護師等の配置、市町の特別支援教育への支援等を堅持し、充実強化を図ること。

また、発達上の課題を有する児童生徒の早期発見・早期対応、環境整備に努めるとともに、近年、法務省が少年院や保護観察所における指導に際して、障害特性に応じた配慮を充実強化している状況等も参考として、その取組について研究すること。

(3) いじめ等の問題行動への対応強化

いじめや暴力行為、薬物乱用等の問題行動の予防と早期対応を強化し、SNS悩み相談窓口の充実など、心のケアの体制を強化し、安全・安心な学校環境の実現をすること。また、SNS等インターネット上の誹謗中傷や人権侵害について、子供たちが被害者にも加害者にもならないための指導の普及を図ること。

☆(4) 不登校対策の推進

すべての子供たちが不登校になる可能性を抱えているという観点を持ち、「ひょうご不登校対策プロジェクト事業」等を推進するとともに、個に応じた指導・配慮に努め、早期発見と医療や福祉の関係機

関が連携した組織対応、全ての児童生徒が安心して学べる場としての学校づくりに取り組むこと。また、不登校児童生徒の家庭への支援を図ること。

(5) いわゆる「多様な性」の適切な取扱い

LGBTQ 等いわゆる「多様な性」について、極端な主張により児童生徒や保護者に誤解や不安を与えることのないよう、教育現場での「性理解」の取扱いには慎重を期すこと。

(6) 学校と地域が連携した教育の推進

コミュニティ・スクールなど、学校と地域が一体となって連携・協働する仕組みを推進すること。また、部活動の地域移行においては、地域ごとの課題が解決され、これまで培った部活動の教育的意義が達成されるように促進すること。

(7) 防災教育の推進

阪神・淡路大震災の記憶を「繋ぐ」という観点を重要視し、改めて南海トラフ地震や近年多発している風水害等の有事に備え、自らの生命を守る正しい知識や技能を身につける防災教育を推進し、地域や専門機関等と連携した防災訓練等に取り組むこと。

(8) 学校における校外活動や通学時の安全確保の推進

校外活動時に学校保健安全法に基づく「危機管理マニュアル」等によった安全管理運営体制が徹底されるよう働きかけること。また、通学時の防犯・交通安全教育や、地域と連携・協働する仕組みづくりを推進すること。

5 安心・安全で質の高い学びを実現する教育・職場環境の整備・充実

(1) 教育の情報化の推進

GIGAスクール構想等により整備されたICT環境の維持・改善、効果的な活用により、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導・支援、遠隔授業の活用等による学びの質の向上を図ること。また、基礎学力育成段階での脳の発達や健康面への影響を考慮するため、小学校低学年における一人一台端末の使い方の節度を明確にし、発達時期に合わせた活用になるよう働きかけること。併せて、デジタル教科書の普及と活用にかかる現状と課題、従来の教科書の有効性や併用の効果について研究すること。

(2) 読書率向上に向けた環境整備の推進

児童生徒の読書率向上を図る取り組み、電子書籍の有用性と課題について研究するとともに、学校図書館の充実を図ること。

(3) 信頼される学校づくりの推進と教職員の人材確保・資質向上

ICT機器やスクール・サポート・スタッフの活用等により各学校現場における業務改善・職場環境の改善を図り、ハラスメントや不適切な指導などのない、風通しのよい職場・信頼される学校づくりを推進するとともに、教職員の人材確保と資質能力の向上を図ること。また、教師不足について、解決に向けた効果的な取組が推進されるよう国へ働きかけるとともに、柔軟な働き方や評価方法などを調査し、教職員のモチベーションが高まるよう取り組むこと。

1 県民の安全を守る力強い警察活動の展開

(1) 重要凶悪事件に対する検挙活動の強化

迅速・的確な初動捜査による重要凶悪事件や連続発生事件の徹底検挙を図るとともに、防犯カメラ画像の解析やDNA型鑑定など科学捜査をさらに推進すること。

また、情報分析支援システムやAI等の先端技術を活用した犯罪関連情報の総合的な分析により、効果的・効率的な捜査を強化すること。

(2) 暴力団等組織犯罪対策の強化

暴力団の弱体化、壊滅に向けた取締りや、官民一体となった暴力団排除運動を更に推進し、定着化させること。

また、暴力団組織や匿名・流動型犯罪グループが関与する薬物・銃器事犯等への対策を強化するとともに、外国人犯罪組織等の壊滅に向けた対策を推進すること。

(3) 県民の命に関わる事案及び相談に対する迅速・的確な対応

ストーカー・DV、虐待等の人身安全関連事案については、事態の急展開に備えるため女性家庭センター、こども家庭センターや、民間シェルターなど関係機関と連携を強化し、認知した時点から迅速に対応し、被害者及び相談者の安全確保を最優先に考えた措置を的確に講じること。

(4) テロ対策、大規模災害対策等の推進

テロや今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害等にも迅速かつ的確に対処できるよう、救出・救護部隊の派遣や救援物資の輸送のための緊急交通路の確保など危機管理能力の向上や関係機関と連携した対策を推進すること。

また、大規模な会議やイベントの警備について、地域と主催者の理解が得られるよう協議するとともに、要人警護の体制づくりに努めること。

(5) 薬物対策の強化

県下の大麻事犯の検挙人員は、6年連続で過去最多を更新しており、そのうち30歳未満が7割を超えるなど深刻な状況であるため、インターネット販売対策や徹底した取締りによる覚醒剤・大麻など違法薬物の供給の遮断と需要の根絶を図り、薬物乱用防止対策を強化すること。また、若年層を中心に大麻のみならず、危険ドラッグや市販薬のオーバードーズ（過剰摂取）なども含め、薬物の危険性・有害性を正しく認識してもらうための効果的な広報啓発の実施など薬物乱用防止に向けた取組を推進すること。

2 警察組織基盤の充実・強化

☆(1) 警察組織の強化及び優秀な警察官の確保・育成

令和8年4月警察庁から示された「将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた指針」を踏まえ、優秀・有用な警察官を確保するための取組強化や若手警察官の早期育成、女性警察官の採用・登用拡大、心身の健康づくり、ワーク・ライフ・バランスの推進など、人材の確保・育成及び働きやすい職場環境の形成に一体的に取り組むとともに、不祥事防止対策の徹底による規律の向上に努めること。

(2) 警察施設等活動基盤の整備充実

警察活動や災害警備活動に不可欠な装備資機材や警察情報システム等の活動基盤を計画的に整備・充実するとともに、女性警察官の勤務環境の改善や交番や駐在所の機能強化、合理的かつ効果的な装備の充実など現場の警察官の安全対策を推進すること。

(3) 県民の理解と協力の確保

警察署協議会の的確な運営や積極的な情報公開、きめ細かな被害者支援などを推進するとともに、SNS等を有効に活用し、県民に親しみやすい情報発信を行うこと。

(4) 警察組織の再編整備に対する丁寧な対応

警察署等再編整備により、免許更新事務等、警察署において行う窓口業務のサービス低下を招かぬよう、その効果を検証するとともに、特に、交番・駐在所の再編整備に当たっては地域住民の声を十分汲み取り、住民の理解を着実に得るよう努めるとともに、地域に安心感を与える対策を講じ、県下全体の治安維持に寄与すること。

3 交通事故防止対策の総合的な推進

(1) 交通安全対策の総合的な推進

「ながらスマホ」の防止対策をはじめ、あおり運転等の悪質・危険運転者対策の強化、運転免許取消等行政処分の確実な実施、頻発する高齢者の交通事故防止など、子供や高齢者、外国人運転者、自転車利用者等を対象にした交通安全教育の充実を図るとともに、交通安全協会等とも連携し、総合的な対策を堅実に推進すること。

(2) 効果的な交通指導取締りの強化と交通規制の実施

P D C Aサイクルによる交通指導取締りや地域の交通実態等を踏まえた交通規制、通学路における横断歩道の設置や自転車の通行環境の整備を推進するとともに、生活道路における法定速度引き下げや自転車の交通ルール の周知など、効果的な啓発、規制を実施すること。

(3) 交通安全施設等の効果的・効率的な整備

信号機のLED化や老朽化した道路標識・標示等の交通安全施設等についてスクラップ＆ビルドによる効果的・効率的な整備を推進すること。

4 県民に身近で不安を与える犯罪の未然防止に資する活動の推進

☆（１）特殊詐欺の被害防止対策の推進

事案認知時等の初動対応に加えて、県と連携した外付録音機の無償配付や広報啓発活動、金融機関等と連携した水際対策のほか、急増するニセ警察詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止をはじめ、生成AI技術の発展に伴うディープフェイク※や偽動画・偽音声による詐欺、なりすまし等の新たな犯罪手口への対応力強化を図り、特殊詐欺対策を一層強力に推進すること。

※ディープフェイク（Deepfake）とは、人工知能（AI）技術を用いて生成された偽の画像、映像、音声またはそれらを総称する技術のことで、「ディープラーニング（深層学習）」と「フェイク（偽物）」を組み合わせた造語。

（２）地域住民と協働した犯罪抑止活動の推進

制服警察官の姿を見せる活動と自主防犯活動の融合により、地域の犯罪情勢に即した効果的な防犯活動を推進するとともに、防犯カメラの設置等犯防設備の充実や防犯協会の活性化にも取り組むこと。

また、子供・女性・高齢者等を犯罪被害から守るための取組や環境整備を推進し、安全啓発活動を強化するとともに、不法滞在・不法就労外国人対策など外国人等による犯罪の抑止についても効果的な対応を研究すること。

（３）きめ細かな被害者支援の推進

被害者等に対しては、被害者支援関係団体や関係機関との連携強化を図り、被害者等の要望に応じたきめ細かな被害者支援を推進すること。

5 青少年の非行防止と健全育成に向けた取組の推進

（１）非行の未然防止や再非行防止に向けた対策強化

青少年の街頭犯罪や大麻等違法薬物などに対する検挙・補導活動を強化するなど、健全育成に向けた非行防止対策や保護対策等を総合的かつ効率的に推進すること。

特に、闇バイトへの安易な応募や脅迫により特殊詐欺に加担して検挙される少年が後を絶たないことから、引き続き効果的な啓発や相談体制の構築等の取組を推進すること。

（２）インターネット・SNS利用に起因する犯罪被害の防止

インターネット・SNS利用の低年齢化に伴い、危険性や情報モラル・リテラシーについて教育機関等と連携し、積極的に啓発活動を行うとともに、未然防止策の徹底と効果的な取締りを強化すること。

また、インターネット・SNS利用における子供の性被害等の防止やインターネット上の誹謗中傷、名誉棄損、プライバシー侵害等の悪質な書き込みへの対応、違法情報・有害情報対策など、インターネット利用に起因する犯罪被害の防止対策を引き続き推進すること。

☆ 6 サイバーセキュリティ対策の推進

サイバー犯罪や世界的規模で頻発するサイバー攻撃といった深刻化するサイバー空間の脅威に対処するための高度な能力を有する人材の確保・育成をはじめ、総合的なサイバーセキュリティ対策を推進すること。